

京都市深草墓園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 11 号

京都市深草墓園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市深草墓園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項前段中「満了後1箇月以内」を「の満了の日まで」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「、第1項の期間内に、」を「第1項の日までに」に改める。

第10条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「第9条第2項」の右に「(条例第18条において準用する場合を含む。)」を加える。

第14条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

(利用許可の申請)

第14条 条例第15条の規定により利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 利用する日時
- (3) 祭祀等に係る死者の氏名及び当該死者が墓園に納骨された日
- (4) 前号の死者の申請者との続柄
- (5) 利用の目的
- (6) その他指定管理者が必要と認める事項

(受付期間)

第15条 前条の規定による申請は、利用しようとする日の2箇月前から受け付けるものとする。

(利用の許可)

第16条 指定管理者は、第14条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(準用)

第17条 第11条の規定は、集会室の利用に係る料金の減額又は免除について準用する。

この場合において、同条中「条例第11条」とあるのは、「条例第18条において準用する条例第11条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市深草墓園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定は、令和2年6月1日以後に収蔵期間（京都市深草墓園条例第3条第2項に規定する収蔵期間をいう。以下同じ。）が満了する短期使用者等（改正後の規則第9条第1項に規定する短期使用者等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に収蔵期間が満了する短期使用者等については、なお従前の例による。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)